

協定項目の具体的な調整結果

協定項目	24-10 建設関係事業（その1） 建設・都市計画・用地			
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路維持管理については、<u>合併時までに統一する。</u></li> <li>●町営住宅の入居者選考、管理等については、<u>合併時までに統一する。</u></li> <li>●開発行為の取扱いについては、<u>合併時までに統一する。</u></li> <li>●道路整備に関する用地取得については、<u>県用地取得取扱要領を準用し、買取価格の算定方法については、麻生町の例を基に合併時までに調整する。</u></li> </ul>			
項目	現況			行方市
	麻生町	北浦町	玉造町	
道路維持管理 (1)道路補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直営または、委託（舗装穴補修など一部直営、地元施行も時々あり。碎石は資材業者より購入）</li> <li>・地元施工の場合材料のみ支給</li> <li>・補修：〈直営〉職員1名、シルバー1名により碎石搬入、穴埋め</li> <li>〈請負〉5分割により随意契約</li> <li>・コンクリート舗装：生コン代支給のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路維持修繕工事等は原則委託（県方式の入札方法により前・後期毎に道修請負契約。碎石は建設業者より購入）</li> <li>・砂利道は採石等支給により地元施工</li> <li>・機械借上料支給（15年度上限26,000円）</li> <li>・コンクリート舗装：未改良道路について、生コン、機械リース料支給により地元施工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則直営、住民及び地権者の協力依頼（1人当たり300円の補助あり）</li> <li>碎石は資材業者から購入している</li> <li>・補修：担当者1名、臨時職員1名、委託者1名（機械施工実施）材料を支給、その他地元業者が施工、舗装は4m以上の道路</li> <li>・コンクリート舗装：生コン代の2/3を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【道路補修】</li> <li>合併時に統一する。整備体制については、直営にすることを基本とする。</li> <li>コンクリート舗装は、資材支給、機械借上料を負担する。300円/人の補助は行わない。</li> </ul>
(2)除草（伐採）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元施工で実施（3月・8月）（霞ヶ浦清掃作戦時に実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区住民に呼び掛け道路清掃作業（こさ払い）を実施（6月・8月）</li> <li>・道路作業協力補助（区長@10,000円/年参加住民1人@300円/回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直営及びシルバーに委託（地区住民による作業箇所有り春秋年2回位）</li> <li>・道路除草作業協力補助（1人@300円/回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【除草（伐採）】</li> <li>・平成18年度より統一する。</li> <li>・全域作業参加者へは300円の補助金。</li> <li>・直営、シルバー等委託を併用する。</li> </ul>
町営住宅 (1)入居申込者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●麻生町町営住宅条例による</li> <li>・町営住宅：5ヶ所110戸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員住宅：原則は教職員のみ。入居者がいない場合は一般町民も入居可</li> <li>・教職員住宅1ヶ所 7戸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉造町営住宅管理条例による</li> <li>・町営住宅 49戸</li> <li>・教職員住宅 6戸</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【入居申込者の資格】</li> <li>【入居者選考委員会】</li> <li>【住宅の管理】</li> <li>・条例により平成18年度統一する。</li> </ul>
(2)入居者選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なし（入居者の選考規定はあるが、運用は申し込み順）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉造町営住宅入居者選考委員会（8人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者選考委員会を設置する。</li> </ul>
(3)住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●麻生町営住宅条例による。</li> <li>●住宅マスタープランにより、整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北浦町教職員住宅貸付規則による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉造町営住宅管理条例による。</li> </ul>	

項 目	現 況			行 方 市																										
	麻 生 町	北 浦 町	玉 造 町																											
開発行為の取扱い  <b>【用地業務】</b> 道路整備に関する 用地取得及び整備 基準	●町としての開発指導要綱はない。「茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例」により取り扱いを行っている。	●1,500 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満の開発については、北浦町宅地開発事業の適正化に関する条例を適用する。 ・500 m <sup>2</sup> 以上の開発区域を有する宅地開発事業のうち宅地分譲を目的とする事業については北浦町宅地開発事業指導要綱を適用する。	●1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発について、「玉造町宅地開発指導要綱」を適用する。	<b>【道路整備に関する用地取得及び整備基準】</b> 実施要項については、県用地土地取得取扱要領を準用 買収範囲は、全面買収 整備幅員は原則5.0m以上  <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>地 目</th> <th>買収価格 (円/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">都市計画区域 のうち用途地域 (新原地区を除く)</td> <td>宅 地</td> <td>宅地評価額</td> </tr> <tr> <td>農 地</td> <td>宅地評価額×7割程度</td> </tr> <tr> <td>山林・原野</td> <td>宅地評価額×5割程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市が計画立案した 2車線以上の道路 改良事業</td> <td>宅 地</td> <td>宅地評価額</td> </tr> <tr> <td>農 地</td> <td>宅地評価額×7割程度</td> </tr> <tr> <td>山林・原野</td> <td>宅地評価額×5割程度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">又は不動産鑑定評価額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外の道路</td> <td>宅 地</td> <td>2 6 0 0</td> </tr> <tr> <td>農 地</td> <td>2 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>山林・原野</td> <td>2 0 0 0</td> </tr> </tbody> </table> ※雑種地については、宅地並みとする ※旧町の継続事業については、従来どおりとする	区 域	地 目	買収価格 (円/m <sup>2</sup> )	都市計画区域 のうち用途地域 (新原地区を除く)	宅 地	宅地評価額	農 地	宅地評価額×7割程度	山林・原野	宅地評価額×5割程度	市が計画立案した 2車線以上の道路 改良事業	宅 地	宅地評価額	農 地	宅地評価額×7割程度	山林・原野	宅地評価額×5割程度	又は不動産鑑定評価額		上記以外の道路	宅 地	2 6 0 0	農 地	2 0 0 0	山林・原野	2 0 0 0
区 域	地 目	買収価格 (円/m <sup>2</sup> )																												
都市計画区域 のうち用途地域 (新原地区を除く)	宅 地	宅地評価額																												
	農 地	宅地評価額×7割程度																												
	山林・原野	宅地評価額×5割程度																												
市が計画立案した 2車線以上の道路 改良事業	宅 地	宅地評価額																												
	農 地	宅地評価額×7割程度																												
	山林・原野	宅地評価額×5割程度																												
	又は不動産鑑定評価額																													
上記以外の道路	宅 地	2 6 0 0																												
	農 地	2 0 0 0																												
	山林・原野	2 0 0 0																												
道路境界事務に関する事項	●道路境界の確定をするための測量費は、原因者が負担する。 ・道路改良に入る場合はその限りでない。	●道路境界の確定をするための測量費は、原因者が負担する。 (セットバック確認申請のみ測量費は町が負担する。) ・道路改良に入る場合はその限りでない。	●道路境界の確定をするための測量費は、町が負担する。 ただし、関係地権者の測量同意等は、申請者に行ってもらおう。	<b>【道路境界事務に関する事項】</b> ・申請を受け17条地図を元に公道の管理に当たる。 ・幅員4.0m以下の道路については、セットバックを指導する。 ・境界復元費用については、現行どおりとし、平成18年度より原因者負担とする。																										